

保護者の皆様へ

三島町高等学校通学費等支援制度のご案内

三島町では、三島町立三島中学校を卒業し、県内の高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担軽減のため、通学にかかる費用の一部を支援いたします。

【支援金の対象】

以下複数項目に該当する場合は、いずれか有利な1項目が対象となります。

(1) 公共交通機関を利用して通学する場合

- ・三島町に住所を有し、公共交通機関を利用して通学する場合に自宅最寄り駅から通学先の最寄りの駅までの6か月定期運賃の2倍の額を年額として、その2分の1の額を支援します。

※ただし、他団体（川口高校桐径会等）からの補助等を受けている場合は、対象となりませんのでご注意ください。

(2) 町外の学校寮・アパート等を賃借して通学する場合

- ・三島町立三島中学校を卒業し、三島町内の自宅から通学が困難なため、保護者が契約した借家または学校寮等から生活・通学している場合に、月額5,000円を上限として12か月分支援します。

【補助金の計算方法】

(1) 公共交通機関を利用して通学する場合

計算例 「会津宮下駅」から「会津若松駅」の定期券を購入した場合

6か月定期券の金額：59,940円

1年間の定期代（6か月×2）：119,880円

支援額（1年間の定期代の1/2）：59,940円

(2) 町外の学校寮・アパート等を賃借して通学する場合

計算例 月額15,000円の寮から通学した場合

上限額が5,000円のため、

@5,000円×12か月＝支給額60,000円

《裏面に申請方法を記載しています》

【申請方法】

申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して教育委員会へ提出してください。

(1) 公共交通機関を利用して通学する場合

- ①申請書（様式第1号）※同封しています
- ②在学証明書または合格通知書
- ③通学定期券の購入証明書（領収書の写しも可）
- ④振込口座がわかる書類（申請する保護者の通帳の写し）

(2) 町外の学校寮・アパート等を賃借して通学する場合

- ①申請書（様式第1号）※同封しています
- ②在学証明書または合格通知書
- ③借家契約書の写しまたは学校寮入居証明書
- ④振込口座がわかる書類（申請する保護者の通帳の写し）

【申請から支給までのスケジュール】

- ①受付期間 令和7年4月1日から令和7年12月22日まで（期限を過ぎると受理できませんのでご注意ください。）
- ②支給時期 申請月の翌月27日（ただし、27日が土日祝日の場合は、翌営業日（金融機関の営業日）に振り込みます。）
※提出書類に不備がある場合、支給が遅れる場合があります。

【注意事項】

- ①定期券購入の場合
 - ・6か月定期券の購入証明書（または領収書の写し）を提出してください。
 - ・1か月定期券・3か月定期券の購入者は、合計6か月分の証明書（例：1か月定期×6回分の領収書など）を提出してください。
- ②借家・学校寮からの通学の場合
 - ・保護者が契約した借家または学校寮であることを証明できる書類（契約書等）を提出してください。
 - ・契約者が申請者（保護者）と異なる場合は、賃貸人からの証明書を提出してください。
- ③支給決定および振込について
 - ・申請内容を審査のうえ、支給決定通知を送付します。
 - ・支給は申請者（保護者）の指定口座へ振り込みます。
- ④その他
 - ・虚偽の申請や不正受給が発覚した場合、補助金の返還を求める場合があります。
 - ・転校、退学、住所変更などの状況が変わった場合は速やかに報告してください。